

各都道府県知事殿
各指定都市市長殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令等について（通知）

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。）第2条による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正等につきまして、本日、下記の政令が公布されました。

貴職におかれては、下記の事項につき、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）に対してもこの旨周知願います。

記

第1 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和3年政令第312号）

デジタル手続法附則第1条第9号に掲げる規定（戸籍の附票の記載事項の追加等に係る規定）の施行期日を令和4年1月11日としたこと。

第2 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条第二項及び第六項の政令で定める日を定める政令（令和3年政令第313号）

住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置を定めるデジタル手続法附則第4条第2項及び第6項の政令で定める日を令和4年1月11日としたこと。